

令和5年度
教育福祉常任委員会行政視察報告書

令和5年5月18日（木）～ 19日（金）

静岡県静岡市・愛知県豊橋市

視 察 報 告 書

次のとおり実施したので報告します。

1 期 間	令和5年 5月18日(木)～ 5月19日(金)		
2 場 所	静岡県静岡市	愛知県豊橋市	
	人口	679,107人	369,330人
	面積	1,411.83平方メートル	261.91平方メートル
3 調査事項	教育福祉行政について ○総合的な不登校対策の推進について	教育福祉行政について ○こども若者総合相談支援センター「ココエール」について	
4 視察内容 所感等	別紙のとおり		
5 視察議員 氏 名	【委員長】茅野理 【副委員長】内田美恵子 【委員】西垣一郎 戸田智恵子 海津にいな 早川真 野村貞夫 久野晋作		
6 資 料	別添		

令和5年 5月29日

我孫子市議会議長 様

教育福祉常任委員会 委員長 茅 野



行政視察報告書

日時：2023年5月18日（木）13時30分～15時

場所：静岡県静岡市役所

視察項目：総合的な不登校対策の推進について

説明者：静岡市教育委員会児童生徒支援課

主幹兼生徒指導係長 鈴木 重行

生徒指導係 指導主事 片柳 宏章

生徒指導係 指導主事 渡辺 剛史

静岡市子ども未来局青少年育成課

子ども若者相談担当課長兼子ども若者相談センター所長 澤本 由美

子ども若者相談センター 指導主事 生田 真規

参加者：教育福祉常任委員会委員（茅野 理、内田美恵子、西垣一郎、

戸田智恵子、海津にいな、早川 真、野村貞夫、久野晋作）

執行部（山田和夫） 随員（栗原卓哉）

（1）視察の目的

全国的に不登校児童生徒の増加が叫ばれている中、我孫子市においても増加傾向が続いており、不登校対策は喫緊の課題となっています。

そのような状況の中で、総合的な不登校対策を行い、どの子ども置き去りにしない支援体制の構築を図っている静岡市の不登校対策を学びます。

（2）総合的な不登校対策の概要～どの子ども置き去りにしない支援体制～

静岡市の不登校対策は、子どもの学習を取り巻くすべての場所を包摂的な空間としていくことをコンセプトに、学校の息苦しさの低減、学校が苦手な子との絆の醸成と学習機会の確保を図り、どの子ども置き去りにしない仕組みを構築してい

こうとしています。そして、平成 30 年の総合教育会議で下記の 4 つの施策を決定し、実施しています。

< 4 つの施策 >

施策 1 : 不登校対応研修プログラム

施策 2 : 別室の充実 (教育相談員事業)

施策 3 : 適応指導教室での ICT 教材の活用

施策 4 : 訪問教育相談員事業

(3) 施策 1 「不登校対応研修プログラム」の概要

児童生徒に対する教員自身の支援方法を振り返ったり、対応の傾向を知ったりすることを目的に「不登校対応研修プログラム」が作成されました。

作成にあたっては静岡大学等との連携を図り、市内中学校教員や特別支援教育センター、子ども若者相談センター、市教育センター、市教育委員会児童生徒支援課が作成委員となっています。

「不登校対策研修プログラム」の実施方法は、パソコンで不登校対策に関する 20 の設問に回答し、回答結果から教員自身の不登校対応傾向がグラフ化され、自身の支援を振り返ることができるようになっています。また、「支援のヒント集」から 3 つ以上の講座を選択受講することができます。

(4) 施策 2 「別室の充実」(教育相談員事業)の概要

教育相談員事業は、いじめや不登校、問題行動等、児童生徒の心の問題への支援を行うとともに、学校における組織的な相談機能の向上を図り、児童生徒の心の問題等の解決を図ることを目的としています。

教育相談員の主な業務は、・気になる児童生徒への寄り添い、相談。先生には語れない気持ちを聞き取る。・サポートルーム登校児童生徒への支援。・保護者との相談業務。・SC、SSW への情報提供。・教員への情報提供。・教員と連携した

支援となっています。教育相談員は、週1～4日勤務で継続的な支援を行っています。

別室（小学校サポートルーム）は、校内に教室以外の居場所を設置し、不登校あるいはその傾向のある児童が相談に訪れたり、ニーズに応じた過ごし方や学習ができるようにしたりして、児童生徒の心の安定と自立を図る場所とすることを目的としています。

（5）施策3「適応指導教室でのICT教材の活用」の概要

静岡市内には3つの適応指導教室があります。保護者から子ども若者相談センターに相談申込を行い、担当相談員との面接相談を継続し、適応指導教室の見学や体験入級を丁寧に重ねた後、入級会議で入級判定ができれば通級することになります。

適応指導教室でのICTの活用は、令和元年9月にすべての適応指導教室にタブレット端末を設置。適応指導教室にてリモートでの授業の受講をしています。

（6）施策4「訪問教育相談員事業」の概要

訪問教育相談員事業は、学校にいけない児童生徒へのアプローチが途切れないように、訪問教育相談員を配置し、不登校児童生徒の家庭への訪問及び面談を通じて、子どもや保護者の孤立感を解消することを目的としています。

また、子どもに変化の兆しがあった時に、その児童生徒のニーズ、特性、状況等に合った適応指導教室やフリースクール等のサポート資源にマッチングすることで不登校児童生徒の問題の改善を図っています。

訪問教育相談員が対応し成果があった割合は、令和3年度、130人中92人（70.8%）、令和4年度、153人中110人（71.9%）となっています。

(7) 所感

静岡市の不登校対策は、まさに「総合的な不登校対策の推進」を目指すものです。“どの子ども置き去りにしない支援体制”を構築するために、子どもの学習をとりまくすべての場所を包摂的な空間としていくことをコンセプトにすることによって、登校できる子ども、不登校気味の子ども、登校できない子ども等、子どもの登校状況に応じて、様々な支援体制が総合的、重層的、継続的に行われています。

施策1の「不登校対応研修プログラム」は、一般的な教員の不登校対応研修と異なり、教員自身の不登校児童生徒への支援の振り返りや自身の対応の傾向を知ること重点が置かれていることは新たな視点の不登校対応研修プログラムで注目に値すると考えます。

また、施策2の「別室の充実」(教育相談員事業)は、今年度から我孫子市で設置した校内教育支援センター(校内適応指導教室)を運営するにあたり大変参考になると思います。教員不足で校内教育支援センターを担当する教員の確保が難しい状況のなかで、静岡市で行っている教員相談員の活用は参考にすべき点の一つではないでしょうか。

施策3「適応指導教室でのICT教材の活用」については、我孫子市ではすでにGIGAスクール構想で児童・生徒一人一台のタブレットが配布されていますから、適応指導教室においてもICTを大いに活用し、個別支援の充実を図っていくことができると考えます。

また、施策4「訪問教育相談員事業」についても、子どもや保護者の孤立化を解消するためにアウトリーチ型の支援として大変重要な事業であると思います。我孫子市では「心の教室相談員」を市内全小中学校に配置し、児童・生徒及び保護者の相談を受けていますが、以前行っていた訪問教育相談員の活用は最近行われていないように思います。現役を引退した世代の訪問教育相談員が市の依頼を受けて中学校区を一つずつ担当し、週3日家庭訪問を重ねて成果をあげている

静岡市のような「訪問教育相談員事業」が我孫子市においても実施されることを期待したいと思います。

今回の静岡市の「総合的な不登校対策の推進について」の視察は、我孫子市における更なる不登校対策の推進のために参考にすべき点が多く、今後、できることから導入を図り、“どの子ども置き去りにしない総合的・包括的な支援体制”の構築に行政とともに努力していきたいと思えます。

行政視察報告書

実施日 令和5年5月19日(金)

視察先 愛知県豊橋市

視察項目 豊橋市こども若者総合相談支援センターの取り組みについて

説明員 豊橋市こども未来部 こども若者総合相談支援センター ココエール
副センター長

◆愛知県豊橋市 概要

市制施行：明治39年8月1日 議員定数：36人

人口：369,330人（令和5年4月1日現在）

面積：261.91平方キロメートル

豊橋市は、愛知県の東南端に位置しており、東は静岡県に接し、南は太平洋、西は三河湾に面した温暖な気候に恵まれたところである。江戸時代は譜代大名9家22代にわたる城下町として、また、東海道五十三次34番目の宿場町として人馬の往来がしきりで街道は四方に通じ、さらに豊川の水利と渥美湾における海運は物資の集散地としてその発達を助けてきた。

明治2年「吉田」を「豊橋」と改称、明治39年8月1日県下で2番目に市制を施行、その後、社会の進展に伴い、昭和7年に隣接町村を合併し、糸の町あるいは軍都として発展してきた。特に、蚕糸業は本市の代表的な産業であり、豊橋の象徴でもあった。昭和43年には豊川用水が全面通水、以降、豊橋港が開港するなど産業発展の基礎が築かれた。

また、経済成長のなか、市民の間にも美しいまちづくりへの意識が高まり、昭和50年に530（ゴミゼロ）運動が生まれ、この市民運動は全国へ広がった。平成11年には「中核市」に移行、東三河の中心都市として発展している。

◆こども若者総合相談支援センター「ココエール」について

○事業概要

こどもと若者に関するあらゆる相談に応じ、こどもと若者の健やかな暮らし、伸びやかな未来を一緒に考えながら一人ひとりの困りごとに寄り添ったサポートを行っている。（児童福祉法に基づく、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から専門的な支援まで、継続的な相談援助を行い、また、子ども・若者育成支援推進法に基づく、困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を営むことができるよう必要な情報の提供や助言を行う拠点である。）

○センター設置までの経緯

平成 17 年度から要保護児童対策地域会議を設置し、虐待通告の対応を行うなど、相談支援を実施していた。一方、教育委員会では、平成 23 年度から困難を抱える子ども・若者の相談支援を実施。児童福祉分野と教育分野における相談窓口の並立が現場に困惑をもたらし、相談窓口の集約化や役割分担の明確化が課題となっていた。さらに、虐待通告が増加しつづけているなかで、家庭訪問や多機関連携、児童相談所との連携、在宅支援の強化、要保護児童等の出口支援、高校生の不登校・ひきこもりなどの対策も必要となっていた。

そこで、児童と若者に関する相談窓口を一体的に整備する構想が持ち上がり、相談窓口として独立した組織を持つとともに、子どもから若者までの総合的な相談支援拠点として取り組むこととなり、平成 29 年度、本庁外に施設を整備。15 歳～39 歳までの相談者に寄り添った柔軟な支援が行われることとなった。

○実施事業

養育支援訪問事業、ホームスタート事業（研修を受けたホームビジターが週 1 回訪問し、家事や育児をして過ごす）、要支援家庭ショートステイ事業（県と協力しながら里親の周知啓発も）、児童虐待防止推進月間による周知啓発、心理担当職員による心理検査、子ども専用相談ダイヤル、支援対象児童等見守り強化事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、怒鳴らん子育て講座、定時制・通信制高校合同説明会、ケアリーバー（施設退所児）支援（フードバンクの活用）、ヤングケアラー支援（巡回相談員による学校訪問）等、多様な事業が展開されている。

○所感

こども若者総合相談支援センター「ココエール」の開設から 5 年経過したこともあり、関係機関のなかでの周知が図られているとの印象をもった。また、子ども・若者に関する相談を集約することにより、様々な子どもの情報が蓄積されているとのこと。相談窓口が一体的となり、支援拠点としてのメリットは大いに感じられた。

職員数 25 名体制で祝日、年末年始以外は開館、そのなかで児童相談所への職員派遣を行い専門性の向上も図られていた。児童養護施設や里親・民間団体など、多くの関係者との連携も強化されてきたと伺った。

今後の課題としては、人材の確保・育成、専門性の維持・向上を挙げられていたが、民間委託できる分野については、複数年契約も導入し民間支援団体がより継続的に相談支援活動を実施しやすいよう対応していくとのこと。

今後、我孫子市においても、こども家庭庁による取り組みを注視しながら、実情に合った施策を推進していくことが必要であると学んだ。